

佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）は、センターで実施する「ものづくり産業AI・IoT導入支援事業」に係る専門員の支援と連動してAI・IoTを活用し生産性向上を目指す事業を行う佐賀県内の事業者に対し、予算の範囲内において、デジタル技術導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、この要領のほか、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年(1978年)佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）、佐賀県技術振興等補助金交付要綱及びものづくり産業AI・IoT導入支援事業実施要領に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、「ものづくり産業AI・IoT導入支援事業」に係る専門員の支援を受けながら、県内ものづくり企業がAI・IoTを導入し、生産性向上につながる取組等の事業とする。

(補助対象経費及び補助率、補助限度額)

第3条 補助事業の対象経費は、別表のとおりとする。

- 2 対象経費の補助率は、2分の1とする。
- 3 対象経費の限度額は、30万円を上限とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、交付決定が行われた日以降から、翌年2月末日までとする。

(暴力団等の排除)

第5条 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、所長に対し補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、所長が別に定める期日までとし、その提出部数

は1部とする。

- 3 第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年（1988年）法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年（1950年）法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第7条 所長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 所長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（決定の通知）

- 第8条 所長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の承認内容の変更）

- 第9条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ、様式第2号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号に該当する変更については、この限りではない。
 - （1）交付決定時の補助金の額の30パーセント以内の減額
 - （2）補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の増額
 - （3）交付決定時の補助事業に係る支出計画のうち、補助対象経費総額の30パーセント以内の経費の配分の変更
 - （4）その他、補助事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更

（補助事業の中止又は廃止等）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の経理等）

- 第11条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿及び証拠書類を整備した上で、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第12条 申請者は、第8条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定を受

けた日から 20 日以内に交付申請取下届出書（様式第 4 号）を所長に提出し、補助金の交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第 13 条 所長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 所長が、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- （1）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （2）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

（補助事業の遂行）

第 14 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件の他所長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金を補助事業以外の用途に活用してはならない。

（状況報告及び調査）

第 15 条 所長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

（補助事業遂行の指示等）

第 16 条 所長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 所長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を求めることができる。この場合においては、所長は、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を所長の指定する期日までにとらないときは、第 18 条第 1 項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の実績報告書に関係書類を添えて所長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。
- 3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）10 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する会計年度の 2 月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、2 月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開所日を提出期限とする。

- 4 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 5 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第6号)により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

- 第18条 所長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は所長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

- 第19条 所長は、第17条の規定に基づき、補助事業者からの実績報告書を受領したときは、「ものづくり産業課所管の補助事業等に関する検査要領」(平成31年(2019年)3月8日付けもの第2701号、以下「検査要領」という。)に基づき検査するものとする。
- 2 所長は、前項の検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第20条 所長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の交付)

- 第21条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を所長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の返還)

- 第22条 所長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 所長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第23条 補助事業者は、第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を

控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を、センターに納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第 24 条 第 23 条第 2 項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(成果の公表)

第 25 条 事業完了後は、その成果内容を補助事業者において、速やかに公表するものとする。ただし、補助事業者の今後の活動に支障をきたすおそれのある秘匿性の高い情報等については、非公表とすることができる。

附 則

この要領は、令和 4 年度（2022 年度）分の補助金より適用する。

別表（第 3 条関係）

補助事業の対象経費

事業	区分	対象経費
県内ものづくり企業が AI・IoTを導入し、生産性向上につながる取組等の事業	事業費	・委託料、消耗品費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他

注) 次の経費は補助対象経費としない。

- ①当該事業に直接従事する補助事業者の人件費
- ②参考文献、図書、資料購入費
- ③当該事業に用途を特定できないパソコン、プリンター、ソフトウェア、机、椅子、棚など汎用性の高い機器等の購入

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

申請者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者の概要及び事業計画書 別添（Aシート）
- 2 誓約書 別添（Bシート）

Aシート 申請者の概要及び事業計画書

1. 申請者の概要

ふりがな 会社名			
代表者役職		ふりがな 代表者氏名	
会社の 所在地	所在地	〒 佐賀県 注) 佐賀県内に住所を有していること。	
	TEL		
	FAX		
設立年月日			
従業員		人	
主な事業内容			
連絡担当者		所 属： 役 職： TEL：	ふりがな 氏 名： E-mail：

【資格要件の確認】 注) 該当するものにチェックしてください。

この補助金と同一内容の実施計画について、国、佐賀県又は他の団体等の委託・補助等の採択・支援を受けていますか。

- 受けている (申請対象外)
 受けていない

2. 事業計画

事業計画名 (テーマ)	
補助事業の内容	
■ 補助事業内容 (取組内容)	
補助事業の効果	

3. 資金計画

(単位：円)

事業	区分	対象経費	単価	数量	積算
県内ものづくり企業がAI・IoTを導入し、生産性向上につながる取組等の事業	事業費				
合計					

補助金申請額 (1/2 補助、30 万円上限)	円
----------------------------	---

Bシート 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴センターが必要な場合には、県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴センターと行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

〒

住所 佐賀県 _____

(ふりがな)

会社名 _____

(ふりがな)

代表者役職・氏名 _____

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

様式第2号（第9条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金変更承認申請書

年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金円の増額又は減額承認を受け〕たいので、佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は、消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と比較できるように記載すること。

様式第3号（第10条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金の中止（廃止）の承認申請書

年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記事業について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により申請します。

様式第4号（第12条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金の交付申請取下届出書

年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり取り下げたいので、届け出ます。

記

1 取り下げの理由

様式第5号（第17条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金事業実績報告書

年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 その他、別に定める書類

実績報告書

1 事業の詳細

事業名 (テーマ)	
補助事業の実施実績 (経過及び具体的な実績)	
補助事業を実施したことによる成果	

2 支出実績

(単位：円)

事業	区分	対象経費	単価	数量	積算
県内もの づくり企 業がAI・ IoTを導入 し、生産 性向上に つながる 取組等の 事業	事業費				
合計					

補助金申請額 (1/2 補助、30 万円上限)	円
----------------------------	---

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入
補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定通知があった標記事業に
関し、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定したので、佐賀県産業イノベーションセン
ターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（センターが補助金額確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

- （注）1 積算内訳についても添付のこと（任意の様式可）
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が消
費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第7号（第21条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
会社名
代表者役職・氏名

年度佐賀県産業イノベーションセンター
デジタル技術導入補助金交付請求書

年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定の通知があった標記補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県産業イノベーションセンターデジタル技術導入補助金交付要領の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

銀行名
支店名
口座種別 普通・当座
口座番号
フリガナ
口座名義人